

重大事故の防止について

◀ 事業用トラックにおける重大事故の発生状況について ▶

社会的影響の高い事業用トラックに関わる重大事故発生の背景には、疲労や健康状態の不安定、労務・運行管理による改善基準告示違反、教育不足等の管理状況の不適切により発生してまいります。事業用トラックによる重大事故を根絶するためには、確実な点呼の実施を始めとし、飲酒運転の撲滅、過労運転の防止、点検整備の徹底、運転者の教育・指導など安全管理の充実に努め、関係者一丸（ONE TEAM）となって、これまで以上に重大事故の防止を講じていく必要があります。

事件事例（追突事故で7名が死傷）

※事故概要

・大型トラックが自動車部品約3,000kgを積載して走行中、交差点手前において赤信号で停止していた車列の最後尾の普通トラックに追突し、合計6台の車両が関係する多重衝突事故が発生した。この事故により、軽乗用車の運転者が死亡、普通トラックの運転者が重傷、その他、普通乗用車の運転者2名及び軽乗用車の同乗者の合計3名が軽傷を負った。

※原因

・事故は、大型トラックの運転者が、事故前日から続く体調不良を感じたまま運転を継続したため、さらに体調が悪化し、事故地点に近づいたときには意識が朦朧とした状態となり、前方に信号待ちで停止している車列に気が付くのが遅れ、ブレーキ操作やハンドル操作をすることなくこれらの車列に衝突して発生したものと考えられる。

当該事業者は、同運転者の出庫がほぼ毎日3時頃と早いため、約2ヵ月前から始業点呼を行っていなかった。事故当日も始業点呼を行わず、同運転者は前日から体調不良を感じていたにもかかわらず運行管理者はこれに気付くことがないまま、同運転者が運行を開始したことが事故の原因であると考えられる。

また、当該事業者では、運転者に対する安全会議等を定期的実施していたが、疾病が交通事故の要因になる恐れがあることや体調不良時の対応方法に関して十分な教育が実施されていなかった可能性があり、運転者の健康問題が軽視されていたことが事故を未然に防止できなかった背景にあると考えられる。

※再発防止策

・事業者は、持病がなく、過労が見られない運転者であっても、体調不良により事故を起こす可能性があることを認識すること。運行管理者に対し、運転者が運行前に体調不良や著しい疲労を感じた場合には遠慮することなく運行管理者等に報告し、無理に運行を開始することがないよう指導を徹底すること。

・事業者は、運転者が乗務前に体調異変が生じた場合に運行管理者に対して申告しやすいような職場環境を整備すること。

・事業者は、運行管理者に対し、運転者が運行中に体調不良等になった場合は、車両を速やかに安全な場所に停止させ、体調不良の状況を運行管理者に連絡して指示を受けることを徹底すること。また、体調不良等になった場合に、次の休憩地点等まで近い等の理由で運転を続けることは、絶対に行わないよう徹底させること。

上記の事例のように事故の発生には運転者に対し、点呼を実施していない、健康状態の把握を怠っていた等の要因があると思われます。特に現在では、健康起因に関する事故は年々増えているため、運転者1人ひとりの管理が重要となります。

事業者の皆様におかれましては、運転者の安全と事業経営の両立を図っていただかなくてはなりません。

事故を起こさないためにも教育や指導を含めた運行管理の徹底に努めていただくよう、お願いいたします。

◀ 新型コロナウイルスの感染拡大は、一人ひとりが防ぐ！ ▶

新型コロナウイルスの感染を終息させるためには、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。又、一人ひとりが咳エチケットや手洗い等の実施を行うことがとても重要です。

点呼時には運転者の顔色や声、運転者自身の雰囲気及び、検温等を行い健康状態の確認をしてください。又、体調不良時には、運転者が休める環境を整えることで、健康起因による事故を防ぐと共に感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

① 正しく理解する

正しい知識に基づいて冷静に準備を進めましょう

<情報入手先>

- ✓ 厚生労働省
- ✓ 国立感染症研究所
- ✓ 外務省海外安全HP など

② 従業員への注意喚起・教育

新型コロナウイルス予防のためには、**マスクの着用や手洗い、アルコール消毒が重要**です。



③ 事業継続のための事前対策

中核業務が受ける影響を分析し、必要な事前対策を検討・準備しましょう

<事前対策の例>

- ✓ 在宅勤務・交代勤務の検討
- ✓ 重要取引先との協議・連携
- ✓ 在庫・備蓄の積み増し など

④ 財務状況の分析

事業縮小・休止が長期に渡った場合に必要となる運転資金を把握し、対策を検討しましょう

- ✓ 県・制度融資の活用等

▶ ご相談は県又は商工団体へ

! 感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い 正しい手の洗い方

① 流水でよく手をめらし、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

② 手の甲をのぼすようにこすります。

③ 指先・爪の間を念入りこすります。

④ 指の間を洗います。

⑤ 親指と手のひらをむし洗います。

⑥ 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

マスクが着用
口・鼻を覆う

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

何もしずに咳やくしゃみをする

正しいマスクの着用

① 鼻と口の両方を確実に覆う

② ゴムひもを耳にかける

③ 隙間がないよう鼻まで覆う

咳やくしゃみを手でおさえる

首相官邸 詳しい情報はこちら

厚生労働省

もしかして新型コロナウイルス?

- 受診のめやす -

37.5度以上の発熱・風邪の症状がある

● まずは家で安静にする ● 毎日体温を測り記録する

強いだるさ
息苦しさがある

すぐに相談

高齢者・妊婦の方
基礎疾患のある方
(糖尿病・心不全など)

2日つづく

4日つづく

各都道府県の
帰国者・接触者相談センターへ
(厚生労働省) 帰国者・接触者相談センターページ

新型コロナウイルス情報が届きにくい方のサポート・不安のケア

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。
群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関
電話 027-212-8821